

令和7年度 中小企業者等イノベーション推進補助金

新商品や新サービスの開発、新事業分野への進出、DXの推進など、経営革新に資する新たな取組への支援を通じて、経営環境の変化に柔軟に対応することができる中小企業者等を増やすことを目的とします。

制度概要

【1】対象者

「上越市電子申請システム」による電子申請が可能な事業者で、市内に主たる事務所・事業所を置く中小企業者、農林水産事業者等

【2】対象事業

下記の①～③のいずれかの事業

① 新商品又は新サービスの開発

【対象事業例】

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等の事業

- ・テイクアウト用の新商品を開発する
- ・実演販売や移動販売を新たに行う
- ・他では提供していない加工品の製造や農作物の生産等を新たに行う

② 新事業分野への進出

【対象事業例】

現在の事業領域とは異なる分野に新たに進出する事業

- ・建設業者がリサイクル品を販売する
- ・情報通信業者が娯楽施設を整備運営する
- ・農業者が飲食店などを新たに開く

③ DXの推進

【対象事業例】

ITツールを導入し、業務の効率化や省力化により労働生産性の向上を目指す事業

- ・重機の自動オペレーション化を行う
- ・車両運行実績の自動記録化を行う

【3】対象経費

新商品や新サービスの開発、新事業分野への進出、DXの推進など、経営革新に資する新たな事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費

- ①開発費、②設備・備品費、③委託費、④店舗改装費、⑤広告宣伝・販売促進費、
⑥ウェブサイト関連費、⑦その他 ※詳細な規定がありますので必ず募集要領をご確認ください

※交付決定前に契約・購入等した経費は対象外です。

※店舗改装費は、40万円（税抜額）を上限に補助対象経費として認めます。

※広告宣伝・販売促進費は補助対象経費の2割まで補助対象経費として認めますが、単独での申請は認めません。

※ウェブサイト関連費は40万円（税抜額）を上限に補助対象経費として認めます。

※設備・備品費や委託費、店舗改装費などに加え、事業効果を促進する関連の取組を行うことが望ましいです。

※パソコンや営業車両等の汎用性の高い物品、コピー用紙・原材料等の消耗品の購入費は対象外となります。

【4】補助率

対象経費の1/2（上限額50万円）

【5】受付期間等

受付期間：令和7年5月1日（木）～令和7年10月31日（金）

※予算に達した時点で終了します。

※令和8年2月16日（月）までに実績報告が提出可能な事業が補助の対象です。

交付決定：書類受付後、3週間程度で決定を行います。

制度の詳細・相談・お問合せ

申請書類・詳細等は、上越市ホームページをご確認ください。

上越市トップページ>組織でさがす>産業政策課>中小企業者等イノベーション推進補助金

お問合せ先：上越市産業部産業政策課 産業振興係 025-520-5729（直通）



制度の概要については
こちらをご参照ください